

第4次山鹿市読書活動推進計画（素案）

令和5年度～9年度

～ふくらむ夢 広がる世界 読書から～



山鹿市教育委員会

目次

第1章 読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的と位置付け	1
2 基本的な方針	1
3 計画の期間	1

第2章 読書活動推進の現状と課題

1 第3次計画の取組状況	2
2 今後の課題	9

第3章 子どもの読書活動推進

1 基本方針	10
2 子どもの読書活動推進のための取組	11
(1) 家庭における読書活動の推進	11
(2) 幼稚園・保育園・学校等における読書活動の推進	11
(3) 公立図書館における読書活動の推進	13

第4章 生涯読書活動推進

1 基本方針	15
2 生涯読書活動推進のための取組	16
(1) 読書に親しむ環境の整備	16
(2) 読書活動の啓発・情報発信	17

第5章 計画の推進にあたって

1 推進体制等	18
2 財政上の措置	18

参考資料

山鹿市立図書館の概要	21
子どもの読書活動の推進に関する法律	25
第4次山鹿市読書活動推進計画策定の経過	27



山鹿市読書活動推進ロゴマークは、平成20年に、読書活動を身近に感じる
親しみやすいマークとして公募により決定しました。

第1章 読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の目的と位置付け

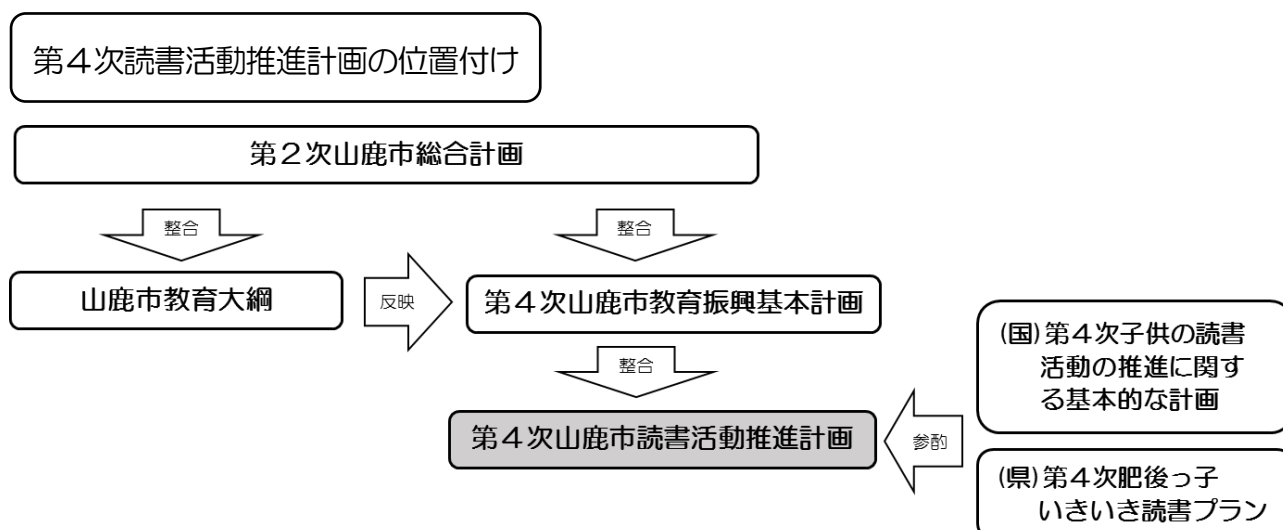
読書活動は、生涯学習の基本となる活動であり、子どもから大人まで、全ての市民が自ら学び、自ら考える力をつけ、豊かな人生を送るために有効な活動です。そのため、だれもが自主的に読書活動を行えるよう取組を行う必要があります。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、国はこの法律に基づき平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成15年度～19年度）を策定し、平成30年に「第4次基本計画」（平成30年度～令和4年度）を策定しました。

また熊本県は、平成16年に子どもたちの読書活動の目指す方向性を示すため、熊本県子どもの読書活動推進計画である「第1次肥後っ子いきいき読書プラン」（平成16年度～20年度）を策定し、平成31年に「第4次読書プラン」（平成31年度～令和5年度）を策定しました。

これを受けて、山鹿市では、子どもから大人まですべての市民の読書活動を推進するため、「山鹿市読書活動推進計画」（平成20年度～24年度）、「第2次読書計画」（平成25年度～29年度）及び「第3次読書計画」（平成30年度～令和4年度）を策定し、様々な施策に取り組んできました。

今回、これまで取り組んできた「山鹿市読書活動推進計画」の基本的な目的や考え方などを引き継ぎつつ、時代の変化に対応した今後5年間の読書活動推進の方針を明らかにするため、「第4次山鹿市読書活動推進計画」を策定します。



2 基本的な方針

いつでも、どこでも、だれでも、自主的に読書活動を行えるように、家庭、地域、学校、公立図書館、行政などが一体となり、読書活動を推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

第2章 読書活動推進の現状と課題

1 第3次計画の取組状況

「第3次読書活動推進計画」（平成30年度～令和4年度）では、だれもが自主的に読書活動ができるように、家庭や学校・公立図書館などが一体となって読書活動の推進に取り組んできました。

（1）学校の取組

（ア）学校図書館の蔵書冊数・利用状況

【蔵書冊数】

山鹿市		小学校	中学校
H30	蔵書冊数	97,491冊(12校)	45,579冊(5校)
	1人当たりの蔵書冊数	38.4冊	35.3冊
	図書標準達成校数	9校	1校
R1	蔵書冊数	89,642冊(10校)	45,447冊(5校)
	1人当たりの蔵書冊数	35.8冊	35.1冊
	図書標準達成校数	7校	1校
R2	蔵書冊数	91,473冊(10校)	46,684冊(5校)
	1人当たりの蔵書冊数	36.9冊	36.6冊
	図書標準達成校数	8校	2校
R3	蔵書冊数	94,320冊(10校)	48,011冊(5校)
	1人当たりの蔵書冊数	37.9冊	38.7冊
	図書標準達成校数	9校	4校

熊本県		小学校	中学校
R1	蔵書冊数	2,736,454冊	1,599,598冊
	1人当たりの蔵書冊数	29.1冊	30.8冊

【学校図書館図書標準】
文部科学省が定める、学級数に応じた学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数

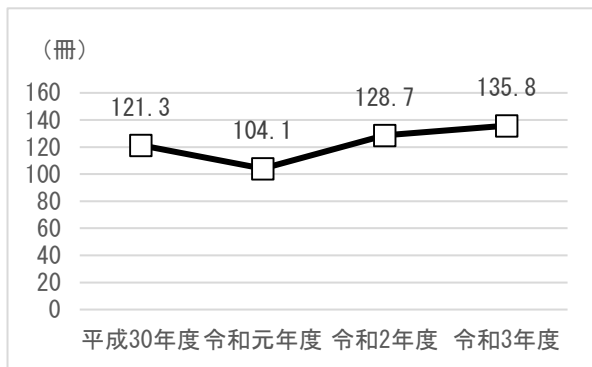
学校図書館の蔵書冊数については、令和元年度の1人当たりの蔵書冊数が、熊本県平均は小学校29.1冊、中学校30.8冊（令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省））に対し、山鹿市は、小学校35.8冊、中学校35.1冊となっています。

市全体の蔵書冊数は、学校図書館図書標準を上回っているものの、すべての学校では達成できておらず、引き続き計画的な購入及び廃棄が必要です。

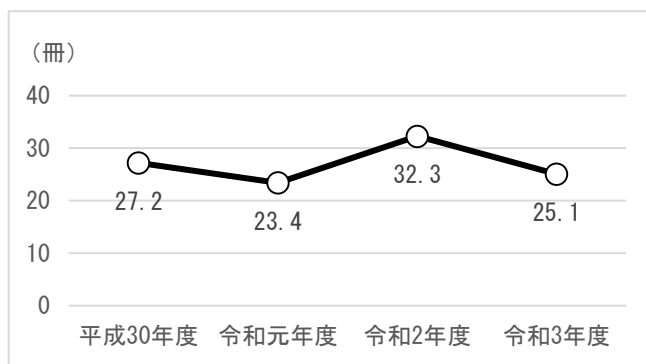
【1人当たりの貸出冊数】

(単位：冊)	山鹿市				熊本県
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度
小学校	121.3	104.1	128.7	135.8	74.8
中学校	27.2	23.4	32.3	25.1	17.3

(小学校)



(中学校)



学校図書館の貸出冊数については、令和元年度の熊本県の平均貸出冊数が、小学校 74.8 冊、中学校 17.3 冊（令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省））で、山鹿市は、小学校 104.1 冊、中学校 23.4 冊です。

読書環境の整備や読書する機会づくりに取り組んできた結果、山鹿市の貸出冊数は、熊本県の平均を大きく上回っています。

(イ) 読書活動推進の取組

① 図書を選定や配架の工夫

学校図書館では、子どもの特性に応じた分かりやすい本を選定し、紹介文を付けることや、50音順に並べるなど探しやすい配架で、子どもが興味を持って本を手取るよう工夫しました。

② 気軽に読書できる環境づくり

学校図書館だけでなく教室や廊下などに本棚を設置し、気軽に本を手取ることができる場所を提供しました。

③ 学校図書館の利用推進

年度初めなどにオリエンテーションを行い、図書館利用の仕方等の周知を行いました。また、図書館だよりの発行や校内放送で、図書館利用のマナーを呼びかけるなどの取組を行いました。長期休業前には読書カードを配布するなどして貸出を促進しました。

④ 読書活動推進員の配置

学校図書館の図書整理や読書推進イベントの協力などを行う読書活動推進員を配置し、読書活動推進員が、各学校を巡回し本の展示紹介等図書館の環境整備に取り組みました。

⑤ 読書へのきっかけづくり

図書委員のおすすめの本を図書館内や校内放送で紹介し、様々な本を知ってもらう機会としました。タブレットを活用したビブリオバトル(※)など子ども同士で本を紹介しあう取組を行いました。

(※) ビブリオバトル

参加者が面白いと思う本を持ち寄り、その本を5分程度で紹介した後「どの本が一番読みたくなったか」を参加者全員の多数決により決定するイベント。

⑥ 読書習慣を身に付ける機会の提供

授業の開始前や昼食準備中などに読書の時間を確保し、集中して読書する機会を設けました。保護者に対しノーメディアデーの設定と家庭読書の呼びかけを行いました。

⑦ 地域と連携した読書推進

地域のボランティアと連携し、定期的な読み聞かせを行いました。

学校では、教室や廊下などに本棚を置き、子どもたちが気軽に本を手にとることができる環境づくりや、配架の工夫や読書時間の確保、読み聞かせの実施、図書委員によるおすすめ本の紹介など読書習慣を身に付けるいろいろな取組を継続してきました。その結果、図書館だけでなく教室や本棚のあるところで、読書する子どもたちが多く見られるようになり、図書の貸し出し数の増加にもつながっています。

読書活動推進員は、各学校で学習用図書に関する相談対応、新刊や季節行事に合った本の紹介を積極的に行い、子どもたちが、興味をもって様々な本を手にとるきっかけを作っています。

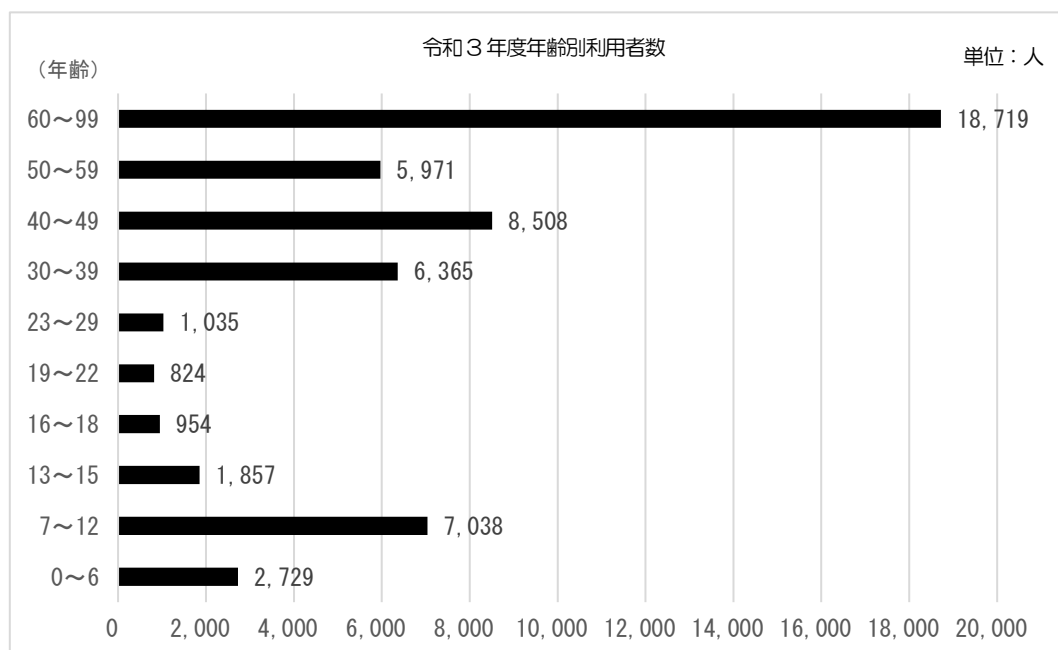
(2) 公立図書館の取組

(ア) 公立図書館の蔵書冊数・利用状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
蔵書数	209,361冊	213,820冊	219,251冊	223,960冊
個人登録者数	26,978人	28,077人	27,619人	27,630人
延べ個人利用者数	84,318人	78,910人	57,958人	54,000人
個人貸出冊数	327,103冊	303,580冊	222,403冊	252,448冊
利用者一回当たりの平均貸出冊数 (貸出冊数／延べ利用者数)	3.88冊	3.85冊	3.84冊	4.67冊
個人登録率(登録者／人口)	51.9%	54.7%	54.6%	55.5%

【年齢別利用者数】

年度	年齢別利用者数										合計
	単位:人										
	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	23～29	30～39	40～49	50～59	60～99	
H30	17,678	12,872	3,090	1,548	790	2,029	9,047	10,570	6,481	20,213	84,318
R1	17,263	12,255	2,563	1,472	995	1,441	8,023	9,271	5,795	19,832	78,910
R2	11,163	8,129	1,715	966	963	983	5,869	7,451	4,632	16,087	57,958
R3	2,729	7,038	1,857	954	824	1,035	6,365	8,508	5,971	18,719	54,000



年齢別の公立図書館利用者数は、40歳以上が利用者全体の半分以上を占めています。全国的な傾向として、若年層が読書離れしているといわれていますが、山鹿市においても、12歳までの年齢層の利用が多い一方で、13歳以上の10代及び20代の利用者は少ない傾向にあります。

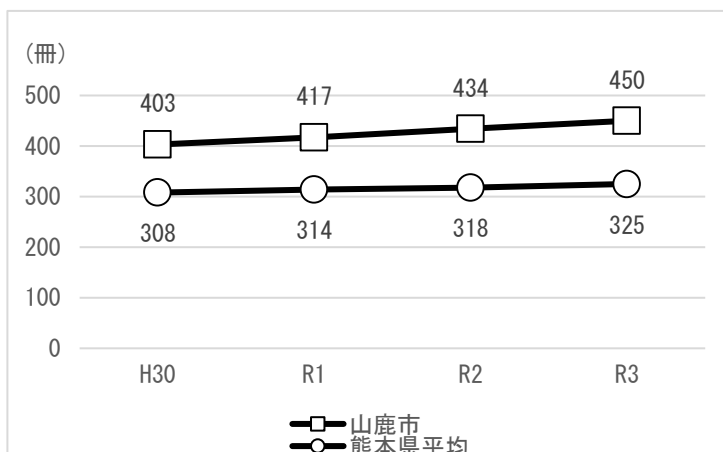
【人口100人当たりの蔵書冊数】

(単位：冊)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
山鹿市	403	417	434	450
熊本県平均	308	314	318	325

公立図書館では、これまで、利用者が読みたい図書を提供するため、蔵書の充実を図ってきました。

令和3年度末時点の蔵書冊数は、図書館・図書室合わせて223,960冊です。

人口100人当たりの冊数は、450冊で、熊本県内図書館全体の平均を上回っています。



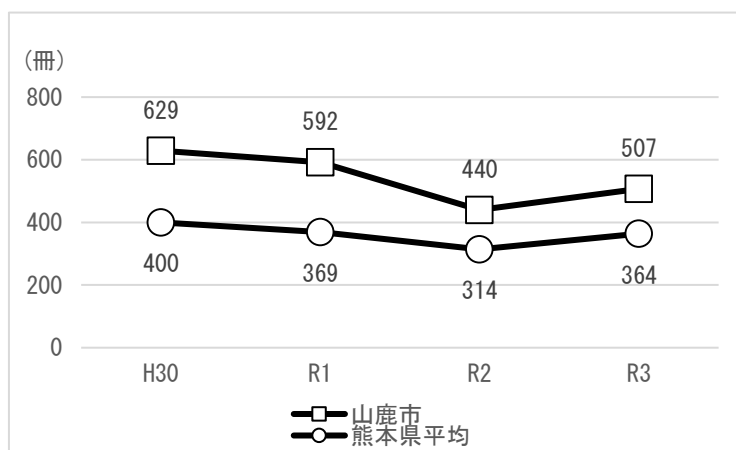
市町村読書関係実態調査（熊本県立図書館）より

【人口100人当たりの貸出冊数】

(単位：冊)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
山鹿市	629	592	440	507
熊本県平均	400	369	314	364

公立図書館の令和3年度の貸出冊数は、252,448冊で、人口100人当たり507冊です。

コロナ禍の影響を受け、令和元年度から減少していますが、蔵書の充実や読書推進の取組により、熊本県内図書館全体の平均を上回っています。



市町村読書関係実態調査（熊本県立図書館）より

(イ) 読書活動推進の取組

① 移動図書館サービス

公立図書館の利用が困難な地域や、高齢者施設、市内の幼稚園・保育園等を訪問し、図書の貸し出しサービスを行いました。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
巡回施設数	68か所	74か所	70か所	67か所
貸出冊数(個人・団体)	69,797冊	63,455冊	29,097冊	33,186冊

② ブックスタート事業

乳児と保護者が絵本に触れ合うきっかけづくりとして、3・4か月健診時に「ブックスタート」(※)を実施し、読み聞かせのアドバイスや絵本のプレゼントを行いました。

また、「ブックスタート」の延長として、1歳半健診時には「ブックスタート・プラス」を実施し、親子で読書に親しむ環境づくりを行いました。

ブックスタート事業(3・4か月健診時)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
配布数(件)	345	315	350	318	1,328

ブックスタート・プラス事業(1歳6か月健診時)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
配布数(件)	376	333	341	341	1,391

(※) ブックスタート

0歳児健診などの機会に、絵本のプレゼントと併せて読み聞かせなどを行い、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする取組。

③ 読み聞かせの実施

読み聞かせボランティアの協力を得ながら、図書館で定期的におはなし会を実施しました。また、子育て支援センターや学校等の要請により図書館職員を派遣し、読み聞かせや読み聞かせに関する講話を行いました。

小学校高学年向けにパネルシアター(※)を利用した読み聞かせ講座を実施し、読み聞かせをする楽しさを体験してもらいました。

読み聞かせボランティア団体

団体数	人数
20	249人

(令和4年5月調査)

ボランティアによるおはなし会

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催数	81回	70回	新型コロナウイルス感染症拡大により中止	
参加人数	1,081人	735人		

(※) パネルシアター

布を張った無地のパネルに不織布で作った絵(人形や小道具など)を着脱させながら歌や物語を展開する人形劇。

④ 啓発・広報

図書館内にテーマにそった展示コーナーを設置し、様々な本に興味をもってもらうよう取り組みました。また、子どもの学習支援となるよう、自由研究に役立つ本や読書感想文用の本などの展示を行い利用を促しました。

イベント情報やおすすめ本などを記載した「図書館だより」や「えほん通信」「児童書通信」「YA通信」等を定期的に作成し、子育て支援センターや保育園・幼稚園・学校等に配布しました。

公立図書館では、市民のニーズを考慮しながら図書や雑誌、新聞コーナーの充実を図りました。館内では郷土資料や季節に合わせた図書の企画展示を行い、市民が気軽に本を手に取り利用することができています。

また、移動図書館の運行により、保育園や学校、高齢者施設等を訪問し貸出サービスの充実を図り、多くの市民に、本に触れる機会を提供し喜ばれています。さらに、乳幼児から読書に親しむ機会をつくるためのブックスタート事業の実施や、おはなし会を定期的に行うことで、子育て世代の図書館の利用の増加につながっています。

2 今後の課題

学校においては、情報通信技術を活用した情報教育が進み、これまで学校図書館を利用していた調べ学習などが、タブレットを活用して行われています。一方ではタブレットを利用したビブリオバトルを実施し、本の紹介をするなどの取り組みを行い、本への興味を高めることにつながっています。今後、こうした学習環境の変化に即応した読書活動推進の取組の一環として、電子書籍の活用も大いに期待されるところです。

子どもを取り巻く環境も大きく変化し、読書の時間を確保しにくい状況の中では、引き続き、読書を習慣づけるために、学校図書館の充実に努め、学校での読書時間の確保や気軽に読書できる環境づくりに取り組まなければなりません。また、公立図書館と学校図書館のシステムを連携し、蔵書の管理など一体的に読書推進の取組を行う必要があります。

公立図書館の利用者は、平成30年度まで増加を続けていましたが、令和元年度からは、新型コロナウイルス感染症が流行し、その対応として、休館や入館者数制限、移動図書館の運休等を行ったため、個人利用者、貸出冊数ともに大幅に減少しました。令和3年度の利用者数は平成30年度の約64%、貸出冊数は平成30年度の約77%となっています。

また、13歳から22歳までの若者の個人延べ利用者数は、全体の約6%に留まっています。急速に進む情報化社会において、若者の読書離れは進んでいます。そのため、様々な手段を用いた広報・啓発の取組が必要です。

読書を習慣付けるためには、子どもだけでなく大人も一緒に読書の楽しみを共有していく必要があります。そのために、図書館や学校等の関連機関が連携しながら読書の果たす役割や重要性について市民に広く啓発し、生涯読書活動の推進を図ることが必要です。

第3章 子どもの読書活動推進

1 基本方針

(1) 子どもの読書活動推進の意義

人口減少や少子化により子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域との関わりにも影響しています。また情報通信技術の普及により、様々な分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、文章を読み解き情報を精査することが少なくなってきました。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で重要なものです。

子どもたち一人ひとりが、地域を担う当事者として自ら学び行動していくために、市をあげて総合的に読書活動を推進していく必要があります。

(2) 子どもの読書活動推進の方針

子どもが多くの本に出会い、読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことのできる環境整備を推進します。関係機関や団体がそれぞれの役割に応じ、家庭や学校、地域などで読書活動の様々な機会をとらえ、取り組みを行います。

①家庭における読書活動の推進

生活の基本となる家庭では、子どもが読書に触れる機会をつくることが重要です。乳幼児から本と出会い、親子や家族で読書の楽しみを共有できる環境づくりを推進します。

②幼稚園・保育園・学校等における読書活動の推進

幼稚園・保育園・学校等は、子どもの読書習慣を身に付ける重要な役割を担っています。子どもが関心を示す図書を充実させ、読書を楽しむ環境づくりを推進します。

③公立図書館における読書活動の推進

公立図書館は読書活動の拠点です。子どもが読みたい本を整備し、読書をより楽しめる環境づくりを推進します。

2 子どもの読書活動推進のための取り組み

(1) 家庭における読書活動の推進

基本目標

「本に親しむ環境づくり」

- ① 乳幼児健診の機会を利用したブックスタート事業等により、本に触れる楽しさを知ってもらい、家庭での読書活動の啓発を行います。
- ② 家族で公立図書館等が行う読み聞かせなどの事業に参加します。
- ③ 家族での読み聞かせを行うなど、特に乳幼児期から本に親しむ環境づくりに取り組みます。

(2) 幼稚園・保育園・学校等における読書活動の推進

基本目標

「読書の習慣を身に付ける機会の提供」

「読書活動推進の啓発」

「読書する『心』を育む学校図書館での教育」

(ア) 読書の習慣を身に付ける機会の提供

- ① 「朝の読書」、「全校読書」など読書を習慣付ける取り組みを行います。
- ② 地域のボランティアや、公立図書館などの協力を得ながら、読み聞かせなどを行い、本と親しむ機会を提供します。
- ③ 公立図書館の移動図書館車による巡回貸し出しサービスや団体貸し出しサービスを活用し、多くの本と触れ合う機会を増やします。
- ④ 図書館を活用した調べ学習などを行い、主体的に学ぶ機会を提供します。

(イ) 読書活動推進の啓発

- ① 「こどもの読書週間」(※1) や「読書週間」(※2) などの機会を捉えて、読書活動推進に関する展示やスタンプラリー等のイベントを行い、啓発に努めます。
- ② 読み聞かせや読書活動、図書館サービスなどについて、熊本県等が実施する研修会・講演会に参加します。
- ③ おすすめの本のリストの配布等、読書に関する情報発信に努めます。
- ④ 公立図書館などの関係団体と子どもの読書に関するニーズを情報共有し、連携・協力を努めます。

- (※1) こどもの読書週間 4月23日から5月21日まで
子どもの読書活動への関心・理解を深め読書への意欲を高めることを目的として定められた週間。
- (※2) 読書週間 10月27日から11月9日まで
戦後間もない1947年「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもとにはじまった読書推進の週間。

(ウ) 読書する「心」を育む学校図書館での教育

【資料の充実】

- ① 児童生徒の多様な興味・関心に対応するため、学校図書館標準を基に計画的に図書の購入及び廃棄を行います。
- ② 児童生徒の状況に配慮した図書の選定や、分かりやすい配架等、だれもが利用しやすい図書館づくりに努めます。

【気軽に利用できる読書環境づくり】

- ③ 校内で気軽に本を手にとることができる場所や、くつろいで読書ができる場所の整備に努めます。
- ④ 読み聞かせや図書館内の装飾等、地域のボランティアの協力・支援を得ながら学校図書館運営を行います。

【読書活動推進員の配置】

- ⑤ 読書活動推進員の効果的な配置を実施し、研修などを積極的に行い育成に努めます。
- ⑥ 読書活動推進員が各学校を巡回し、調べ学習などで必要な図書や関連する図書・資料の展示、読書相談など児童生徒の学習活動の充実を図ります。
- ⑦ 読書活動推進員と公立図書館職員との連携を強化して、読書活動推進に取り組みます。

【読書のきっかけづくり】

- ⑧ 児童生徒向けの利用の手引きやしおり、図書館便りなどを作成・配布し、読書活動の推進と学校図書館利用のマナー向上を図ります。
- ⑨ 子どもたちが互いに本を紹介しあうイベントや掲示などを行い、読書活動のきっかけづくりに努めます。



山鹿市おはなしボランティアグループ連絡協議会による
中学生を対象とした読み聞かせ会



移動図書館
おれんじ号

(3) 公立図書館における読書活動の推進

基本目標

- 「図書館サービスの充実」
- 「ボランティア等との連携及び育成」
- 「読書相談・読書情報の提供」

(ア) 図書館サービスの充実

【資料の充実】

- ① 子どもが様々な図書に触れ、読書への興味を育むため、幅広い分野の幼児向け、児童・青少年向けの本の充実を図ります。
- ② 障がいのある子どもや外国語が母国語の子どもなど、支援を必要とする子どもが利用しやすい、拡大図書や触る絵本、洋書などの資料の充実に努めます。
- ③ 調べ学習や総合的な学習の時間等に利用できるよう、調べ学習に有用な図書を選書するなど児童生徒の受入れ態勢の充実を図ります。
- ④ 電子書籍の利用など、子どもが読書する様々な機会の提供に努めます。

【利用促進】

- ⑤ 学校の授業内容にあった図書セットなど、学校等が必要とする図書を選定し貸し出しを行います。
- ⑥ 子どもの興味や関心を引く蔵書をそろえた移動図書館車を巡回し、様々な図書に触れる機会の提供に努めます。

【子ども向け行事の充実】

- ⑦ 読み聞かせに関する出前講座など、図書館職員を派遣し、子育て支援施設や幼稚園、保育園、学校等との連携を進めます。
- ⑧ 子どもを対象にした、定期的なおはなし会や「こどもの読書週間」などにあわせたイベント等を開催し読書活動の啓発を推進します。

【学校との連携】

- ⑨ 図書館システムの連携等、学校図書館と資料情報の共有を図り、一体的な読書活動の推進に努めます。



小学校高学年への
パネルシアター（読み聞かせ）講座



英語本のセット貸出

(イ) ボランティア等との連携及び育成

- ① ボランティアと連携し、図書館での読み聞かせなど、読書活動啓発行事を行います。
- ② 地域で活動するボランティア等へ、読み聞かせに使用する図書の貸し出しや、読み聞かせに適する図書などの情報を提供します。
- ③ 研修会などを実施し、ボランティアの育成を図ります。



読み聞かせボランティアによる
おはなし会

(ウ) 読書相談・読書情報の提供

- ① 子どもからの読書に関する相談等に応じることができる司書を配置・育成します。
- ② 図書館の仕事を体験する事業の実施や、学校が行う職場体験の受け入れなど、図書館に興味を持ってもらう取り組みを行います。
- ③ 図書館だよりや図書館ホームページ、広報紙等により、図書情報やイベント情報を提供します。
- ④ イベントやおすすめ図書の情報について、学校等へチラシやポスターを配布し情報提供を行います。

第4章 生涯読書活動推進

1 基本方針

(1) 生涯読書活動推進の意義

私たちを取り巻く社会環境は、急速に進む少子高齢化、人口減少などにより大きく変化しています。また、ライフスタイルも多様化し、様々なニーズへの対応が求められています。

読書活動は、全ての市民が自ら学び、自ら考える力を身に付け、豊かな人生を送るための基盤形成に有効です。市民一人ひとりのニーズに応じた読書活動を推進することは、生涯学習の基本となる活動として重要な意義をもっています。

(2) 生涯読書活動推進の方針

子どもの読書活動推進の取り組みにより、読書の楽しみを知り、読書習慣を身に付け、さらに、子どもだけでなく、あらゆる年代の人が読書に親しめる環境をつくります。

①読書に親しむ環境の整備

「いつでも、どこでも、だれでも」本に触れることができる環境を整備します。

②読書活動の啓発・情報発信

読書の果たす役割や必要性への理解を深めてもらうために啓発を行い、読書習慣の定着を図ります。

2 生涯読書活動推進のための取り組み

(1) 読書に親しむ環境の整備

基本目標

「公立図書館の環境整備」

「関係機関や地域との連携」

(ア) 公立図書館の環境整備

【資料の充実】

- ① 市民の要望や必要とする情報の提供に対応するため、幅広い分野の図書館資料の収集に努めます。
- ② 大活字本（※1）や点字図書など高齢者や障害者等が利用しやすい図書や、多言語に対応した図書の充実を図ります。
- ③ 郷土への関心を高めるため、郷土資料の充実に努めます。
- ④ 24時間の利用が可能な電子図書館をホームページ上に開設し、子育て世代や高齢者、障がい者などが利用しやすい音声読み上げ機能等のある電子書籍の導入を進めます。

【若年層の利用促進】

- ⑤ 高校生や大学生のインターンシップなどを公立図書館で積極的に受け入れ、若年層の読書への関心を高める機会作りに努めます。
- ⑥ YA（ヤングアダルト）（※2）コーナーを充実させ、YA 世代に向けたチラシの配布やインターネットを利用した情報発信に努めます。

【資料情報の提供】

- ⑦ 利用者の求める資料の提供や読書相談などに対応できるよう、レファレンスサービス（※3）の向上と利用促進に努めます。
- ⑧ 季節や時事をテーマにした展示の充実等、幅広い本に触れることのできる場を提供します。

【利便性の向上】

- ⑨ 開館日の増加など利便性の向上を図ります。
- ⑩ 公立図書館の利用が困難な地域や高齢者施設等を移動図書館車で巡回し、図書の貸し出しを行います。

（※1）大活字本

文字の大きさや行間を調整し、視力の弱い方等に読みやすくした図書。

（※2）YA（ヤングアダルト）

12歳から18歳までの主に中高生世代を指す。ヤングアダルト向けの小説や進路・職業に関する参考書など、若年層が興味を持つ資料を集めたYAコーナーを設置している。

（※3）レファレンスサービス

利用者が、学習・調査・研究を目的として求める資料や情報を検索、提供すること。



ひだまり図書館



こもれび図書館

(イ) 関係機関や地域との連携

- ① 県立図書館や近隣図書館との相互利用（※）を促進します。
- ② 地区公民館等の図書を整備など、身近に本と触れられる環境づくりに努めます。
- ③ 地域のサロン等と連携し、読書推進を図ります。

(※) 近隣図書館との相互利用

山鹿市立図書館は、熊本市及び和水町と協定により、双方の住民に図書を貸し出す相互利用を行っています。

(2) 読書活動の啓発・情報発信

基本目標

「図書館からの情報発信」

- ① 図書館まつりなど読書に関するイベントや講座を開催し、読書活動の啓発に努めます。
- ② 市民からの要請に応じて出前講座を行うなど、読書活動への理解を深める取り組みを行います。
- ③ 広報紙やホームページ、ソーシャルメディア等の多様な媒体を利用して、イベントなどの読書啓発に関する情報を発信します。
- ④ インターネットを利用した読書情報を市民が活用できるよう、図書館ホームページの利用方法等の周知を図ります。



ボランティアの協力による出前講座
(PTA向けの読み聞かせ講座)



図書館展示コーナー

第5章 計画の推進にあたって

1 推進体制等

(1) 関係機関等の連携

子どもから大人まで市民すべてが読書に親しめるよう計画をさらに推進していくためには、家庭、保育園・幼稚園や学校、図書館、地域等関係機関が一体となって取組を行う必要があります。

そのために、関係所管課や学校、図書館等による連絡会議を定期的を開催し、取組の情報を共有し、連携・協力して読書推進に取り組みます。

(2) 広報、啓発

計画推進の取組について、学校、図書館、公民館等での広報・啓発など、市民が情報を受け取ることができるよう、様々な手段を利用して情報発信を行います。

(3) 計画の進捗管理

計画の実現に向け、事業の適正なスケジュール管理を行います。

学校や図書館等の関係機関に対して、定期的に取り組み状況を調査することで計画の進捗状況を確認し、課題の整理や施策の見直しを行います。

また進捗状況について、山鹿市図書館協議会において意見を聴取し、取組への参考とします。

2 財政上の措置

本計画に掲げた各施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体等の役割に応じ、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

参 考 资 料

山鹿市立図書館の概要	21
子どもの読書活動の推進に関する法律	25
第4次山鹿市読書活動推進計画策定の経過	27

山鹿市立図書館の概要

【山鹿市立ひだまり図書館】

ひだまり図書館は、平成 16 年 6 月 12 日に開館し、平成 17 年 1 月の 1 市 4 町の合併とともに山鹿市立図書館としての役割を担い、令和 4 年 3 月 31 日現在約 10 万 6 千冊所蔵し幅広く市民に利用いただいている。ひだまり図書館は、公民館や老人福祉施設等を巡回する移動図書館車『ぐるりん号』や幼稚園・保育園・小学校（一部）を巡回する『おれんじ号』の拠点でもある。

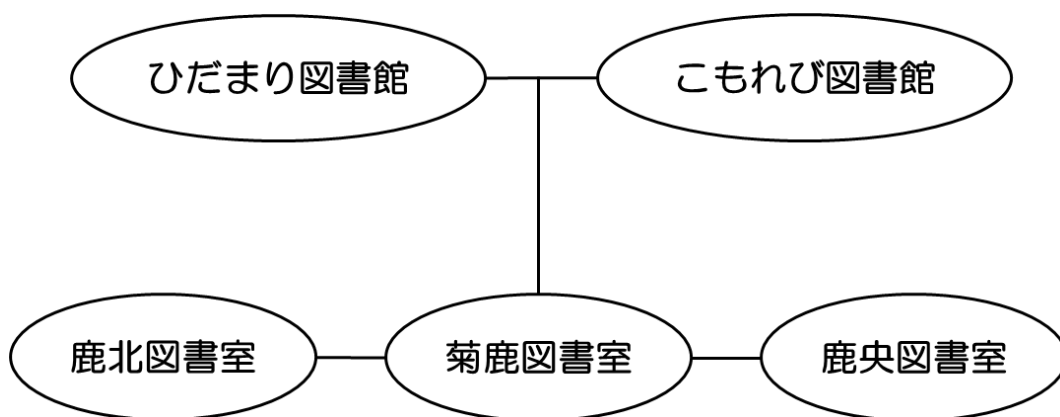
また、地元に着した図書館として、公民館自主講座作品展示の場の提供を行い、市民に親しまれる図書館を目指している。

【山鹿市立こもれび図書館】

こもれび図書館は、平成 26 年 11 月 30 日山鹿市民交流センター 2 階に開館。施設の横にある大きな楠の木からさす「こもれび」の中で読書する風景をイメージさせる名称として、公募により『山鹿市立こもれび図書館』と決定。当館の前身である山鹿市中央公民館図書室の蔵書約 2 万 3 千冊に加え、新たな資料も多数受け入れ、約 4 万 8 千冊の蔵書で開館。令和 4 年 3 月 31 日現在、所蔵は約 8 万冊である。

また、中高生向けの図書を充実させた「青春コーナー」や、山鹿を知るための郷土資料を揃えた「郷土資料コーナー」を設置。市民の生涯学習を支援する拠点の一つとして、幅広い市民サービスの展開に努めている。

【図書館ネットワーク】



ひだまり図書館、こもれび図書館、鹿北図書室、菊鹿図書室、鹿央図書室は、システムをネットワーク化しているため、すべての図書資料をどこでも貸出・返却することができる。インターネットでの検索や予約も可能。

【図書館の業務】

○館内活動

項目	内容
広報物作成	「図書館だより」（おすすめ本やランキングなどを紹介）、「えほん通信」を毎月作成、「児童書通信」「YA 通信」を隔月作成し、市内保育園・幼稚園・小中学校、館内で配布。また「おれんじ号通信」「ぐるりん号通信」という移動図書の日程を記したものを定期的に作成し、配布。
企画展示	利用者が興味を持つような企画展示コーナーを随所に配置。
壁面・ポップ作成	壁の飾りや図書をアピールするためのポップの作成。
おはなし会	毎週火（ひだまり図書館）・木曜日（こもれび図書館）に「プレママタイム」（妊婦とその家族対象）、「おひざにだっこのおはなし会」（乳幼児とその家族対象）を実施。
読書週間に伴う催し	読書推進活動として図書館で行う催し。ひだまり図書館は5月、こもれび図書館は11月に開催している。
除籍資料のリサイクルフェア	除籍した図書等について、年に2回リサイクル図書として市民に配布。市内の幼稚園・保育園・小中学校・子育て支援団体・公民館等でも再利用している。
職業体験の受入れ	市内中学校・高等学校などからの職場体験を受け入れている。（期間は3～7日程度）
図書館見学受入れ	幼稚園・保育園・小学校の町たんけん学習や、地域の老人会の施設見学など。図書館の施設案内や、移動図書館車の運行などの説明を行っている。

○館外活動

項目	内容
ブックスタート	3・4ヵ月健診時に絵本2冊と絵本ガイドを配布。読み聞かせの効果を実演などで伝える。
ブックスタート・プラス	1歳半健診時に絵本1冊を配布（平成22年度導入時県内初）
ぶっくぼっくす	小学校1年生全クラスに、「たべもの」や「のりもの」などテーマ分けした40冊の図書（内5冊は支援学級向け）を、月1回出張貸出するもの。
Let's try English ～ぶっくぼっくす English ver.～	市内小学校に英語に特化した15冊の図書（一部付属CD有）を、月1回出張貸出するもの。
妊婦の読書活動推進を通しての 子どもの健全育成	母子健康手帳交付時に絵本を配布し、絵本が持つ癒しの力と絵本の内容から親としての心構えを学ぶことで子どもの健全育成につなげる。
子育て支援センター おはなし会	毎月1回、子育て支援センターでのおはなし会を実施。

【蔵書数の推移】

平成30年度 (単位：冊数)					
	一般書	児童書	移動図書	視聴覚	計
全体	125,896	63,983	17,739	1,743	209,361
ひだまり図書館	57,458	28,940	17,739	1,153	105,290
こもれび図書館	46,602	21,924	0	580	69,106
鹿北図書室	7,269	5,025	0	0	12,294
菊鹿図書室	7,346	4,873	0	10	12,229
鹿央図書室	7,221	3,221	0	0	10,442
令和元年度 (単位：冊数)					
	一般書	児童書	移動図書	視聴覚	計
全体	128,110	66,326	17,594	1,790	213,820
ひだまり図書館	56,888	29,612	17,594	1,193	105,287
こもれび図書館	49,148	23,144	0	587	72,879
鹿北図書室	7,238	5,192	0	0	12,430
菊鹿図書室	7,645	4,955	0	10	12,610
鹿央図書室	7,191	3,423	0	0	10,614
令和2年度 (単位：冊数)					
	一般書	児童書	移動図書	視聴覚	計
全体	130,375	68,974	18,027	1,875	219,251
ひだまり図書館	56,583	30,397	18,027	1,214	106,221
こもれび図書館	51,692	24,438	0	651	76,781
鹿北図書室	7,240	5,309	0	0	12,549
菊鹿図書室	7,566	5,193	0	10	12,769
鹿央図書室	7,294	3,637	0	0	10,931
令和3年度 (単位：冊数)					
	一般書	児童書	移動図書	視聴覚	計
全体	132,691	71,300	18,015	1,954	223,960
ひだまり図書館	56,489	30,679	18,015	1,251	106,434
こもれび図書館	53,458	25,885	0	693	80,036
鹿北図書室	7,450	5,481	0	0	12,931
菊鹿図書室	7,660	5,371	0	10	13,041
鹿央図書室	7,634	3,884	0	0	11,518

【貸出状況】

	個人貸出				団体貸出					
	館内	移動図書館	個人合計		館内		移動図書館		団体合計	
	(冊)	(冊)		うち聴覚	利用件数	貸出冊数	利用件数	貸出冊数	利用件数	貸出冊数
平成30年度										
ひだまり図書館	119,205	45,396	164,601	1,742	694	4,925	982	24,401	1,676	29,326
こもれび図書館	153,575	0	153,575	2,752	229	1,984	0	0	229	1,984
鹿北図書室	3,035	0	3,035	1	41	1,176	0	0	41	1,176
菊鹿図書室	1,477	0	1,477	4	14	215	0	0	14	215
鹿央図書室	4,415	0	4,415	35	9	46	0	0	4	46
合計	281,707	45,396	327,103	4,534	987	8,346	982	24,401	1,964	32,747
令和元年度										
ひだまり図書館	103,816	42,449	146,265	1,446	304	3,609	881	21,006	1,185	24,615
こもれび図書館	147,652	0	147,652	2,897	153	2,574	0	0	153	2,574
鹿北図書室	2,852	0	2,852	2	73	1,084	0	0	73	1,084
菊鹿図書室	1,928	0	1,928	0	15	550	0	0	15	550
鹿央図書室	4,883	0	4,883	31	15	482	0	0	15	482
合計	261,131	42,449	303,580	4,376	560	8,299	881	21,006	1,441	29,305
令和2年度										
ひだまり図書館	77,538	15,891	93,429	856	170	2,604	527	13,206	697	15,810
こもれび図書館	121,354	0	121,354	2,614	135	2,446	0	0	135	2,446
鹿北図書室	2,322	0	2,322	2	20	691	0	0	20	691
菊鹿図書室	1,780	0	1,780	0	12	456	0	0	12	456
鹿央図書室	3,518	0	3,518	17	15	470	0	0	15	470
合計	206,512	15,891	222,403	3,489	352	6,667	527	13,206	879	19,873
令和3年度										
ひだまり図書館	98,712	83	98,795	1,318	227	2,652	966	33,103	1,193	35,755
こもれび図書館	144,323	0	144,323	2,912	150	2,829	0	0	150	2,829
鹿北図書室	3,272	0	3,272	0	31	699	0	0	31	699
菊鹿図書室	2,645	0	2,645	5	23	631	0	0	23	631
鹿央図書室	3,413	0	3,413	5	18	596	0	0	18	596
合計	252,365	83	252,448	4,240	449	7,407	966	33,103	1,415	40,510

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ど

も読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第4次山鹿市読書活動推進計画策定の経過

開催日	会議名等	内容
令和4年6月3日	第1回図書館協議会	第4次計画策定について
令和4年10月	小中学校への調査	第3次計画の取組状況や第4次計画への意見聴取
令和4年10月31日	第2回図書館協議会	第3次計画の取組状況と第4次計画策定について
令和4年12月16日	第3回図書館協議会	第4次計画策定について
令和4年12月21日	教育委員会	第4次計画（素案）の報告
令和5年1月24日	教育委員会	第4次計画（素案）の承認
令和5年2月7日～ 令和5年3月8日	第4次読書計画（素案）に関する 意見募集（パブリックコメント）	閲覧場所 ホームページ、本庁及び 市民センターロビー